

【記入例】※次ページの「(別紙2) 支出内訳書」と合わせてご覧ください。

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を記入してください。

2019年11月22日付けをもって交付決定の通知
 助事業の実施期間内における事業化等の状況について
 綱<追加公募(千葉県災害対策型)>第25条の規定は

収益納付に係る報告

補助事業者が、以下①～③の前提で、収益納付対象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載例を記入しています。

<前提条件>

- ①補助対象経費で購入した機械装置(30万円)で原価等(対象外経費:22万円)をかけて、新商品を生産した。
- ②補助事業終了日までに50万円(C)を売り上げた。
- ③機械装置を購入したほか、新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円(B)であった。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有	無
有	無
有	無

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)
新商品Aの製造・販売による販路開拓の実現	500,000円 (A)	750,000円 (B)	500,000円 (C)	500,000円 (C) - 220,000円 (製造原価等) = 280,000円 (D)	750,000円 (B) - 500,000円 (A) = 250,000円 (E)	(280,000円 (D)) - 250,000円 (E)) × (500,000円 (A)) / 750,000円 (B)) = 20,000円 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~ 3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙2の支出内訳書に記載の「(3) 補助金額」をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙2の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
 なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D)にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」) × (「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」) * 円未満切上げ

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

【参考：「収益納付報告書」記入例との関連】

(別紙2)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：株式会社持続化商店
番 号： 99999

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	300,000
2. 広報費	450,000
3. 展示会等出展費	0
4. 旅費	0
5. 開発費	0
6. 資料購入費	0
7. 雑役務費	0
8. 借料	0
9. 専門家謝金	0
10. 専門家旅費	0
11. 車両購入費	0
12. 設備処分費	0
13. 委託費	0
14. 外注費	0
補助対象経費合計 (上記1～14.の合計)	(B) 750,000
(1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円未満は切り捨て)	500,000
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	500,000
(3) 補助金額 (1) または (2) のいずれか低い額	(A) 500,000
(4) 収益納付額 (控除される額)	(F) 20,000
交付を受ける補助金額 (精算額) (3) - (4)	480,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。

(別紙3の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙3の納付額(F)を記入)

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。